

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

契約締結の状況

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準 及び決定方法	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結日	契約の相手方とした理由
量水器修繕	量水器の修繕業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体 随意契約	社会福祉法人 鵜足津福 社会 高瀬荘 香川県三豊市高瀬町佐股 乙425-3	379,641	H27.12.11	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業務を受注できる団体